

財務諸表の公表について（運営情報）

介護サービス情報公表システムにおける運営情報の報告に係る「経営情報の見える化のために講じている措置」、「財務状況の公表状況」項目に関し、本県では、令和6年度の報告（令和6年9月から7年2月まで）については入力不要としておりましたが、**令和7年度以降は報告対象となります。**

なお、次の点にご留意ください。

- ・ 財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものの。
- ・ 原則として、財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告する。しかし、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えない。
- ・ 報告は、介護サービス事業所・施設単位で行うことを原則とするが、事業所・施設単位で会計を行っていない場合等は、法人単位で公表して差し支えない。
- ・ 公表システムにアップロードした財務諸表等はそのまま公表されます。個人情報を含む誤ったPDFファイルが公表された事例もあったので、アップロードしたファイルを必ず開いて確認すること。
- ・ 「介護サービス情報公表システム」は、「介護サービス事業者の経営情報データベースシステム」と別の制度となっております。

令和7年度より、**居宅介護支援**の運営情報で変更された項目があります。

※報告対象期間内に、他の介護予防支援事業者を引き継ぐケースがなかった場合は、「事例なし」にチェックできるようになりました。（下線部が変更箇所）

【大項目】1	介護サービスの内容に関する事項
【中項目】5	介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
【小項目】14	他の介護サービス事業者等との連携の状況
【確認事項】30	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、 他の 介護予防支援事業者との連携を図っている。
【確認のための材料】 (調査番号)37	他の 介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した記録がある。
記入上の留意点	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、利用者にとって切れ目のないケアマネジメントを提供するため、 他の 介護予防支援事業者と連携を図っていることの有無を問う項目である。 そのことが確認できるものとして、 他の 介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した記録の有無を記載する。 報告対象期間内に、他の介護予防支援事業者を引き継ぐケースがなかった場合は、「事例なし」にチェックする。